

議案第41号

瀬戸内市公告式条例の一部を改正することについて

瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年6月4日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

従前掲示場に掲出していた公告式を電子化することで、より広く市民に周知を図るため。

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市公告式条例の一部を改正する条例

瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、市が設置する電子掲示場に掲載する方法により行う。

第7条中「掲示場に掲示して」を「方法により」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の瀬戸内市告示式条例により公布又は公表されている条例、規則その他の規程の施行については、なお従前の例による。

(瀬戸内市財政状況の公表に関する条例の一部改正)

3 瀬戸内市財政状況の公表に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第4条中「掲示板に掲示して」を「方法により」に改める。

(瀬戸内市公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正)

4 瀬戸内市公共下水道事業受益者分担金条例(平成16年瀬戸内市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第15条中「掲示板に掲示して」を「方法により」に改める。

(瀬戸内市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の一部改正)

5 瀬戸内市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例(平成18年瀬戸内市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第15条中「掲示場に掲示して」を「方法により」に改める。

瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。</p> <p>瀬戸内市役所 瀬戸内市役所牛窓支所 瀬戸内市役所長船支所 瀬戸内市役所裳掛出張所</p> <p>(その他の公表)</p> <p>第7条 この条例に定めるものを除き、法令の規定により本市又は市長若しくは市のその他の機関がしなければならない告示、公告、公表等一般に周知を要するものについては、第2条第2項の掲示場に掲示してこれを行う。</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例の公布は、市が設置する電子掲示場に掲載する方法により行う。</p> <p>(その他の公表)</p> <p>第7条 この条例に定めるものを除き、法令の規定により本市又は市長若しくは市のその他の機関がなければならない告示、公告、公表等一般に周知を要するものについては、第2条第2項の方法により_____これを行う。</p>

瀬戸内市財政状況の公表に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第49号)新旧対照表 (附則第3項関係)

現行	改正後
<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、公表の旨を瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)第2条第2項に定める掲示板に掲示してこれを行うものとする。</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、公表の旨を瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)第2条第2項に定める方法により_____これを行うものとする。</p>

瀬戸内市公共下水道事業受益者分担金条例(平成16年瀬戸内市条例第150号)新旧対照表 (附則第4項関係)

現行	改正後
<p>(公示送達) 第15条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)に規定する<u>掲示板に掲示して</u>行うものとする。</p>	<p>(公示送達) 第15条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)に規定する<u>方法により</u>____行うものとする。</p>

瀬戸内市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例(平成18年瀬戸内市条例第52号)新旧対照表 (附則第5項関係)

現行	改正後
<p>(公示送達) 第15条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)に規定する<u>掲示場に掲示して</u>行うものとする。</p>	<p>(公示送達) 第15条 法第231条の3第4項の規定による公示送達は、瀬戸内市公告式条例(平成16年瀬戸内市条例第3号)に規定する<u>方法により</u>____行うものとする。</p>